



2022年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代 表 者 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

アダージキャピタル有限責任事業組合による 株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ

当社は、2022年4月8日付「臨時株主総会開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、当社株主であるアダージキャピタル有限責任事業組合（旧名称：有限責任事業組合HDDインベストメント）（以下「アダージキャピタル」といいます。）から2022年2月22日付の「臨時株主総会招集請求書」（以下「本総会招集請求書」といいます。）を受領したことを受け、2022年4月8日開催の取締役会において臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催日時及び場所、付議議案（以下「本件各議案」といいます。）並びに本総会招集請求書に係る株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に対する当社取締役会の意見について決議いたしました。

これに関連して、当社は、アダージキャピタルより、2022年3月16日付「条件付株主名簿閲覧謄写請求書」を受領し、会社法第125条第2項に基づいて「請求人（※アダージキャピタル）が臨時株主総会において提出する予定の議案（2022年2月22日付「臨時株主総会招集請求書」に係るもの。）に賛同する株主を募ることを目的として」（以下「本目的」といいます。）、同年3月31日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写請求（以下「本請求」といいます。）を受けました。当社は、2022年3月29日付「アダージキャピタル有限責任組合及び株式会社シンシア工務店への質問事項の送付に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、アダージキャピタルから当社株式を買集めている理由等については事前及び事後いずれにおいても一切説明を受けておらず、それどころかむしろ、アダージキャピタルが、本総会招集請求書において、当社の置かれた事業環境及び経営課題、並びに現経営陣の資質及び実績等に関し、誤った事実認識のもと、当社現行役員の解任を訴え、経営陣の刷新を求める等、合理的とは言えない主張・提案を行っていたこと等から、アダージキャピタルら宛てに2022年3月25日付「アダージキャピタル有限責任事業組合及び株式会社シンシア工務店に対する質問事項」（以下「本質問事項」といいます。）を送付いたしましたが、本請求についても、アダージキャピタルの目的を明らかにし、株主名簿閲覧謄写請求の拒絶事由又は権利濫用の該当性を判断する必要があると考え、本質問事項に係る書面の中で、本質問事項への回答と一定の事項を誓約した書面の提出を条

件、株主名簿閲覧謄写請求に任意に応じる方向で検討する旨を伝えておりました。しかしながら、アダージキャピタルからは何らの回答もなされなかったため、当社は、本請求が会社法第125条第3項第1号又は同第2号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、又は権利濫用に該当する可能性が否定できないと考え、本請求にそれ以上回答いたしませんでした。

その後、アダージキャピタルは、当社に対して、2022年4月1日付で、大阪地方裁判所において、株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行い、同年4月11日付で、同裁判所より、本申立てを認める内容の仮処分決定がなされました。これを受けて、当社は、同年4月14日、同裁判所において、上記仮処分決定を取り消し、本申立てを却下することを求めて、保全異議の申立てを行いました。その後、裁判手続の内外で、代理人を通じて、アダージキャピタルがクオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等の議決権行使の公正性を害する行為を行わないこと等を誓約事項とする誓約書を提出し、当社が本請求に応じることについて交渉を行い、同年4月21日に、当社は、後記2記載のとおり、アダージキャピタルから、当社の株主総会におけるアダージキャピタルが行う委任状勧誘の方法等に関する誓約書を取得いたしましたので、同年4月22日、本請求に対する任意開示に応じました。

これを受けて、アダージキャピタルは、同月26日、本申立てを取り下げ、本申立てに関する仮処分手続は終了いたしましたので、お知らせいたします。

1 当社がアダージキャピタルの本請求を拒絶した理由

当社は、前記頭書記載のとおり、アダージキャピタルより、2022年3月16日付「条件付株主名簿閲覧謄写請求書」を受領し、本請求を受けました。

しかしながら、当社は、当社による調査の結果、アダージキャピタルが他の株主らと共同して、集団で当社株式の買付けを行っている疑いが判明したこと、アダージキャピタル及びその他関係者は金融商品取引法に違反して大量保有報告書を提出しないまま、秘密裏に当社株式を買い集めていると考えられたこと、アダージキャピタルからは、当社の役員を刷新した後の具体的な経営方針は全く示されておらず、当社の企業価値を高める資質を有しない取締役候補者が選任されれば、当社の事業継続に支障が生じることが明らかであると考えられたこと等から、アダージキャピタルが委任状勧誘等の手法を用いて当社の経営権を奪取しようとする行為は、自己の利益のみを目的とした行為を行って当社の企業価値を損ない、ひいては当社の株主共同の利益を害する濫用的な行為に該当する可能性があると考えましたので、かかる濫用的な行為が行われることが想定される場合には、会社法第125条第3項第1号又は第2号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、又は本請求が権利濫用に該当するものと判断いたしました。

また、当社による調査の結果、アダージキャピタルの関係者と考えられる者が過去にクオカードを配布して委任状の勧誘を行ったことがあることが判明したため、当社は、本質問事項において、当社株主への委任状勧誘に際して、議決権行使促進やアンケートへの協力等を名目とし、クオカード等の金品に相当し得るものを配布する案内を行う予定があるか質問し

ましたが、アダージキャピタルはかかる質問にも回答しようとしませんでした。そのため、アダージキャピタル又はその関係者が、本臨時株主総会においてクオカード等の金品に相当し得るものを配布する方法を用いて委任状勧誘を行うことが想定されました。当社は、クオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う行為は、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等により議決権行使を促す方法であり、株主による議決権行使の公正性を害する可能性のある行為であると考えております。そして、当社は、本臨時株主総会において、アダージキャピタルが、クオカードその他の金品を配布する等の方法による委任状や議決権行使の勧誘を行った場合、当該勧誘は、本臨時株主総会における決議の方法を著しく不公正とする行為であり、かかる方法に基づく議決権の代理行使及び議決権行使は、当社の業務の執行を妨げ、株主の共同の利益を害するものであると考えましたので、かかる勧誘が行われることが想定される場合には、会社法第 125 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、又は本請求が権利濫用に該当するものと判断いたしました。

2 当社がアダージキャピタルから誓約書を取得した経緯及び当該誓約書の一部の内容

(1) 概要

当社は、前記頭書記載のとおり、本申立てを認める内容の仮処分決定がなされ、2022 年 4 月 14 日に保全異議を申し立てた後、裁判手続の内外で、代理人を通じて、アダージキャピタルがクオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等の議決権行使の公正性を害する行為を行わないこと等を誓約事項とする誓約書を提出し、当社が本請求に応じることについて交渉を行いました。その結果、当社は、前記頭書記載のとおり、2022 年 4 月 21 日、アダージキャピタルから、当社の株主総会においてアダージキャピタルが行う委任状勧誘の方法として後記(2)の誓約事項が記載された誓約書を受領いたしました。

当社としましては、アダージキャピタルは、下記誓約事項を当然に遵守・履行するものと考えておりますが、万が一、株主の皆さまにおいて、下記誓約事項の違反行為が行われていることを認識された場合には、以下の連絡先までご連絡ください。

<ご連絡先> 〒541-0053

大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号 エスリードビル本町 5 階

株式会社三ツ星 総務部

TEL 06-6261-8881

(2) アダージキャピタルが当社に対して誓約した当社の株主総会における委任状勧誘の方法に関する誓約事項 ※該当箇所をそのまま引用しております。

「当組合及び当組合が上記 2 に基づき貴社の株主名簿を例外として開示等した第三者は、貴社の株主総会における議決権行使について、貴社の株主に対して、(i) クオカードその

他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す行為、(ii) 委任状の勧誘の際に、貴社のロゴを利用する等して株主に貴社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する行為、(iii) その他の株主総会の決議の方法が著しく不公正になると客観的に認められるような手段を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使の勧誘を行う行為を行わず、かつ、(iv) 第三者に対して、直接であると間接であるとを問わず、これらの行為をすることについて働き掛けを行わないことを誓約いたします。」

※ なお、上記引用中の「貴社」とは当社を指し、「当組合」とはアダージキャピタルを指します。

3 本申立ての概要

(1) 本申立てがなされた裁判所及び年月

本申立てがなされた裁判所： 大阪地方裁判所
本申立てがなされた年月日： 2022年4月1日

(2) 申立人の概要

名称： アダージキャピタル有限責任事業組合
組合の主たる事務所： 東京都中央区銀座七丁目5番4号毛利ビル5階S
代表者組合員： 株式会社シンシア工務店
職務執行者： 矢島慎二

(3) 本申立ての趣旨 ※該当箇所をそのまま引用しております。

- ア 債務者は債権者に対し、その営業時間内のいつにても、債務者の令和4年3月31日時点の株主が記載された株主名簿を仮に閲覧謄写させよ。
イ 申立費用は債務者の負担とする。

4 本申立てに関する手続の終了について

当社は、2022年4月21日にアダージキャピタルより前記2記載の誓約事項を含んだ誓約書を取得したことを受け、同月22日、アダージキャピタルに対して、任意で、本株主名簿の写しを交付いたしました。これを受けて、アダージキャピタルが、同年4月26日、本申立てを取り下げたことにより本申立てに関する仮処分手続きは終了いたしました。

5 不正行為が行われた場合の議決権行使の取扱いについて

当社は、①クオカードその他の金品を配布する等の経済的利益の提供を誘引として、委任状を取得し若しくは議決権行使書等による議決権行使を勧誘し若しくは促す方法、又は、委

任状の取得若しくは議決権行使書等による議決権行使に事実上の影響を及ぼす方法、②委任状の勧誘の際に当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて委任状を取得する方法、③その他の不公正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございます。

以 上